

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の適正配置について

令和7年2月1日最終改正

市の発注工事においては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置が必要となります。また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。以下の内容はこれら現場代理人及び主任技術者等に関する留意事項です。

1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することが「会津若松市工事請負契約約款」において義務付けられています。「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、受注者の代理として工事現場の運営、取締りを行い、発注者又は工事監督員との連絡に支障をきたさないようにする必要があります。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は一つの工事現場に常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

特別な場合については、「会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」による場合とし、別添1にまとめているので参照ください。

また、営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）は、現場代理人になることはできません。

2 主任技術者等について

(1) 主任技術者等の配置について

① 主任技術者

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請、下請、請負金額にかかわらず工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。（建設業法第26条第1項）

主任技術者は、請け負った建設工事全体の統括的な施工管理を行います。具体的には、施工計画書の作成、工程の管理、品質管理、技術的指導、安全管理等を行います。

② 監理技術者

発注者から直接受注した建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第 26 条第 2 項）

監理技術者は、主任技術者の職務に加え、下請業者の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすことが求められます。

(2) 主任技術者等の資格要件

① 直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

ただし、専任の場合は、開札日（随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることを要します。

② 工事を施工するために必要な技術者資格又は実務経験を有すること

主任技術者の場合：建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハによる

監理技術者の場合：建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ、ハによる

(3) 主任技術者等の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額 4,500 万円以上、建築一式工事においては 9,000 万円以上）に設置する主任技術者等は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事しなければならないことを意味します。

(4) 主任技術者等の兼務

① 専任を要しない工事の主任技術者であれば、他工事との兼務が可能です。

ただし、変更契約により請負金額が 4,500 万円以上となった場合、専任の技術者の配置が必要となります。そのような可能性の高い工事との兼務については行わないよう留意する必要があります。

② 専任の主任技術者は、原則として他工事との兼務ができません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、同一の専任の主任技術者が 2 件まで兼務可能です。この場合、開札後の事後審査時に「主任（監理）技術者・現場代理人兼務届出書」（別紙様式 1）に、該当する要件を記載のうえ提出してください。

ア 建設業法施行令第 27 条第 2 項に相当する工事であること。

以下のいずれかの要件に該当する必要があります。

- (ア) 工事現場の相互間の距離が 10 k m 程度以内で、工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められること
- (イ) 工事現場の相互間の距離が 10 k m 程度以内で、工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する
- (ウ) 工事現場の相互間の距離が 10 k m 程度以内で、工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する
- (エ) 工事現場の相互間の距離が 10 k m 程度以内で、資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する
- (オ) 工事現場の相互間の距離が 10 k m 程度以内で、相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する

イ 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号に掲げる要件を満たす工事であること。

以下の全ての要件を満たす必要があります。また、工期中に要件を満たさなくなった場合には、兼務解除となり、専任の技術者配置が必要となります。そのような可能性の高い工事との兼務は行わないようご注意ください。

- (ア) 請負金額が 1 億円（建築一式工事においては 2 億円）未満であること。
- (イ) 工事現場間の距離が 1 日で巡回可能であり、かつ工事現場において災害、事故等が発生した場合に、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね 2 時間以内であること。
- (ウ) 下請次数が 3 を超えていないこと。
- (エ) 主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する 1 年以上の実務の経験を有する者であること。
- (オ) 施工体制を確認する情報通信技術（CCUS など）の措置が講じられていること。
- (カ) 建設業法施行規則第 17 条の 2 第 5 号に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書（以下「人員の配置を示す計画書」という。）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存していること。
※ 事後審査の際に「別紙様式 2 人員の配置を示す計画書」（参考様式。同一内容が記載されていれば任意様式も可。以下同じ。）を提出してください。
- (キ) 当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信

を利用することが可能な環境が確保されていること。

③ 監理技術者は、原則として他工事との兼務ができません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、同一の監理技術者が2件まで兼務可能です。この場合、開札後の事後審査時に「主任（監理）技術者・現場代理人兼務届出書」（別紙様式1）に、該当する要件を記載のうえ提出してください。

ア 建設業法第26条第3項第1号に掲げる要件を満たす工事であること。

以下の全ての要件を満たす必要があります。また、工期中に要件を満たさなくなった場合には、兼務解除となり、専任の技術者配置が必要となります。そのような可能性の高い工事との兼務は行わないようご注意ください。

（ア） 請負金額が1億円（建築一式工事においては2億円）未満であること。

（イ） 工事現場間の距離が1日で巡回可能であり、かつ工事現場において災害、事故等が発生した場合に、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内であること。

（ウ） 下請次数が3を超えていないこと。

（エ） 監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する1年以上の実務の経験を有する者であること。

（オ） 施工体制を確認する情報通信技術（CCUSなど）の措置が講じられていること。

（カ） 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存していること。

※ 事後審査の際に「別紙様式2 人員の配置を示す計画書」（参考様式）を提出してください。

（キ） 当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

イ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を補佐する者として監理技術者補佐を専任で配置する工事であること。

監理技術者補佐として配置する者は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

（ア） 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

(イ) 開札日(随意契約による場合にあっては見積書の提出日)以前に
3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- ④ 専任を要する主任技術者等であっても、契約工期が重複し、工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合に、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による同意が得られたときは、これらの複数工事を1つの工事とみなし、当該複数工事全体を管理することができます。

3 営業所専任技術者について

(1) 営業所専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として定められ、営業所ごと又は許可を受けようとする建設業ごとに置く専任の技術者をいいます。原則としてその営業所に常勤し、専らその職務に従事しなければなりません。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所専任技術者との兼務はできません。

当該営業所専任技術者が受け持つ工種以外の工種であっても同様です。

(例：「建築一式」についてのみ営業所専任技術者である場合にあっては、他の者が営業所専任技術者である「土木一式」について現場代理人になることは不可。)

(3) 主任技術者等との兼務

営業所専任技術者については、原則としてその営業所に常勤し、専らその職務に従事しなければなりません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、営業所専任技術者との兼務が可能です。

- ① 主任技術者等が専任を要しない工事で、次の全ての要件を満たす場合
兼務できる工事の件数は2件までとします。

ア 営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、営業所における職務に支障がないこと。

ウ 2件以上の他工事(市以外の発注工事も含む。)に配置されていないこと。

② 主任技術者等が専任を要する工事で、建設業法第 26 条の 5 に掲げる要件を満たす場合

以下の全ての要件を満たす必要があります。兼務できる工事の件数は 1 件です。この場合、開札後の事後審査時に「営業所専任技術者兼務届出書」（別紙様式 3）を提出してください。

また、工期中に要件を満たさなくなった場合には、兼務解除となり、専任の技術者配置が必要となります。そのような可能性の高い工事との兼務については行わないようご注意ください。

ア 営業所専任技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。

イ 請負金額が 1 億円（建築一式工事においては 2 億円）未満であること。

ウ 工事現場間の距離が 1 日で巡回可能であり、かつ工事現場において災害、事故等が発生した場合に、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね 2 時間以内であること。

エ 下請次数が 3 を超えていないこと。

オ 主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する 1 年以上の実務の経験を有する者であること。

カ 施工体制を確認する情報通信技術（CCUS など）の措置が講じられていること。

キ 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存していること。

※ 事後審査の際に「別紙様式 2 人員の配置を示す計画書」（参考様式）を提出してください。

ク 当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

4 現場代理人と主任技術者等との兼務について

同一請負契約については、現場代理人と主任技術者等は兼務することが可能です。

ただし、同一請負契約で現場代理人と主任技術者等を兼務した者が、「会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」により、さらに他工事も兼務する場合、他工事についても現場代理人と主任技術者等を兼務することが必要です。（当該工事は兼務、他工事は兼務しないという配置は不可）

なお、現場代理人と主任技術者等の配置における兼務の可、不可について別

添2にまとめていますので参照ください。

5 現場代理人、主任技術者等の変更について

現場代理人、主任技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めていません。制限付一般競争入札においては、開札後の事後審査時に入札参加資格審査調書により届け出た時点から変更を認めません。

ただし、病気・死亡・退職・出産・育児・介護等の特別な理由がある場合は交代を認めます。この場合、①「現場代理人及び主任技術者等通知書」（会津若松市建設工事請負契約規程 第16号様式）に、②別紙様式4「現場代理人等変更理由書」（参考様式）と、③変更理由の内容を証明する書類（病院からの診断書等の証明書、休職届又は退職したものが分かる書類等）を添付のうえ契約検査課へご持参ください。契約検査課で変更理由を確認後、工事担当課へ提出をお願いします。

6 配置する現場代理人、主任技術者等の確認資料の提出について

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

以下の書類のいずれかを提出してください。

- ① 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ③ 雇用保険証の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ④ 所属会社の雇用証明書の写し

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

以下の書類のいずれかを提出してください。

- ① 監理技術者の場合
 - ・ 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
 - ・ 監理技術者講習終了証の写し
- ② 主任技術者の場合
 - ・ 資格証明書等の写し（国家資格を有する場合）
 - ・ 経歴書（実務経験による場合）

※ 実務経験の考え方については以下を参照してください。

【実務経験の考え方】

- ・ 実務経験については、月数で判断します。（例：10年⇒120月）
- ・ 2以上の工事に重複して従事した期間は、いずれか一つの従事期間のみ月数としてカウントします。
- ・ 単純な雑用のみの期間や事務員としての期間等、直接工事に携わらない経験は実務経験に含まれません。経歴書については別紙様式5（参考様式）を参照してください。

- ③ 監理技術者補佐の場合
 - ・ 資格証明書等の写し

(3) 提出方法について

- ① 制限付一般競争入札の場合、まず、開札後の事後審査時に提出する「入札参加資格審査調書」の添付書類として、FAXにより契約検査課に提出してください。ただし、過去に同一の書類を提出している場合で、以下の場合には提出を省略することができます。

- ・ 「(1)雇用関係を証する書類」について、過去1年以内に提出している。
- ・ 「(2)資格を証する書類」について、過去に一度、事後審査時に提出している。

※ 上記に関わらず、必要に応じて提出をお願いする場合があります。

- ② 契約締結後、工事担当課に提出する「現場代理人及び主任技術者等通知書」の添付書類として提出してください。この手続きでは、添付書類を省略できません。なお、この際に、事後審査時と異なる現場代理人及び主任技術者等を配置することはできませんのでご注意ください。

別添1 現場代理人の兼務について

1 現場代理人を兼務することができる工事の対象

- 現場代理人は工事現場に常駐が必要であり、原則他工事との兼務は認められません。
- しかし、以下の対象工事一覧に示すような場合で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される場合には、「会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」に基づき、現場代理人の兼務を可能とする取扱いをしております。

現場代理人の兼務が可能な対象工事一覧

基準 NO.	対象工事（各要件の全てを満たすこと）		兼務可能 件数
(1)	ア	市及び県又は他市町村の発注工事	3件 ※専任の主任技術者を要する工事を含む場合は2件
	イ	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は 施工にあたり相互に調整を要する工事(※1)	
	ウ	工事現場間の相互の間隔が10km程度以内の近接した工事	
(2)	ア	請負代金額がそれぞれ1億円未満 (建築一式の場合は2億円未満)の工事	2件
	イ	工事現場間の距離が1日で巡回可能であり、かつ工事現場において災害、事故等が発生した場合に、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内である	
	ウ	下請次数が3を超えていない	
	エ	連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いている。 なお、当該建設工事が土木一式または建築一式の場合の連絡員は、当該工事に関する1年以上の実務の経験を有する者である。	
	オ	施工体制を確認する情報通信技術(CCUSなど)の措置が講じられている	
	カ	人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置いている	
	キ	当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されている	

基準 NO.	対象工事（各要件の全てを満たすこと）		兼務可能 件数
(3)	ア	市が発注する工事	2件
	イ	同種工事である（※2）	
	ウ	当初請負代金額がそれぞれ4,500万円未満 （建築一式の場合は9,000万円未満）の工事	
(4)	ア	市が発注する工事	3件
	イ	同種工事である（※2）	
	ウ	兼務する工事の当初請負代金額の総額が4,500万円未満の工 事	
(5)	ア	市が発注する工事	2件以上
	イ	現場間の最短経路がおおむね100m以内の工事	
	ウ	一体とした現場管理が可能な工事	

※1 「相互に調整を要する工事」とは、以下のような場合をいいます。

- ① 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する。
- ② 工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する。
- ③ 資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する。
- ④ 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する。

※2 「同種工事」とは、発注で求められる工種が同一であることをいいます。
ただし、土木一式、舗装、とび・土工・コンクリート工事は同種工事として取り扱います。

2 提出書類

上記1の対象工事の各要件に応じ、下記のとおりとなります。

基準NO.	提出書類
(1)	【市発注工事で兼務する場合】 ・主任（監理）技術者・現場代理人兼務届出書（別紙様式1） 【市発注工事と県又は他の市町村発注工事との兼務の場合】 ・現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書（別紙様式6） ・県又は他の市町村の発注者からの承認書の写し ※ 手続き方法については、下記3を参照。

基準NO.	提出書類
(2)	【市発注工事で兼務する場合】 ・主任（監理）技術者・現場代理人兼務届出書（別紙様式1） ・人員の配置を示す計画書（別紙様式2） 【市発注工事と県又は他の市町村発注工事との兼務の場合】 ・現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書（別紙様式6） ・県又は他の市町村の発注者からの承認書の写し ・人員の配置を示す計画書（別紙様式2） ※ 手続き方法については、下記3を参照。
(3)	なし ※ 事後審査において、要件に該当することを確認します。
(4)	なし ※ 事後審査において、要件に該当することを確認します。
(5)	なし ※ 必要に応じ、現場の状況が分かる書類等の提出をお願いする場合があります。

3 上記(1)(2)で、県又は他市町村発注工事との兼務をする場合、必要となる手続き（承認手続き）

※ 現場代理人の常駐義務緩和の要件については、発注者ごとに異なりますので確認のうえ申請するようにしてください。

(1) 県又は他市町村の工事に配置されている現場代理人を市の工事に配置する場合

申請者は、直接県又は他市町村の発注者に申請し承認を受けた後に、その写しを添付して市に申請する必要があります。

県又は他市町村への申請においては、各発注者が指定する様式により申請し、承認を受けてください。市への申請においては、別紙様式6「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」を使用してください。

この場合、開札予定日までに、県又は他市町村に対し申請を行い、承認を得ておくようにし、審査関係書類提出の際に、その写しと市への申請書を提出してください。

(2) 市の工事に配置されている現場代理人を県又は他市町村の工事に配置する場合

申請者は、市へ別紙様式6により申請を行い、承認を受けた後に、その写しを添付して県又は他市町村に申請してください。

別添2 現場代理人、主任技術者・監理技術者の兼務可否一覧

技術者等		当該工事		
		現場代理人	非専任の主任技術者	専任の主任技術者 監理技術者
当該工事	主任技術者 監理技術者	○		
他工事	現場代理人	△ (※1)	×	×
	非専任の主任技術者	×	○	△ (※2)
	専任の主任技術者 監理技術者	×	△ (※2)	△ (※2)
営業所専任技術者		×	△ (※3)	△ (※3)

【凡例】

○：兼務可

△：条件付兼務可

×

※1：現場代理人の兼務 → 別添1 参照

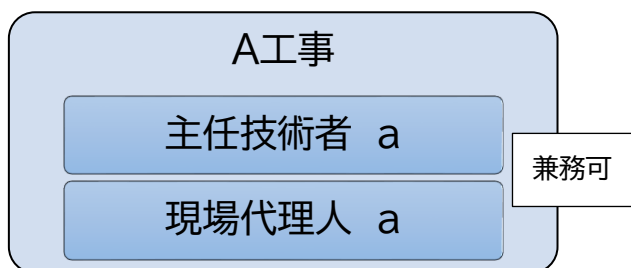
※2：専任の主任技術者等の兼務 → 2(4)参照

※3：営業所専任技術者の兼務 → 3(3)参照

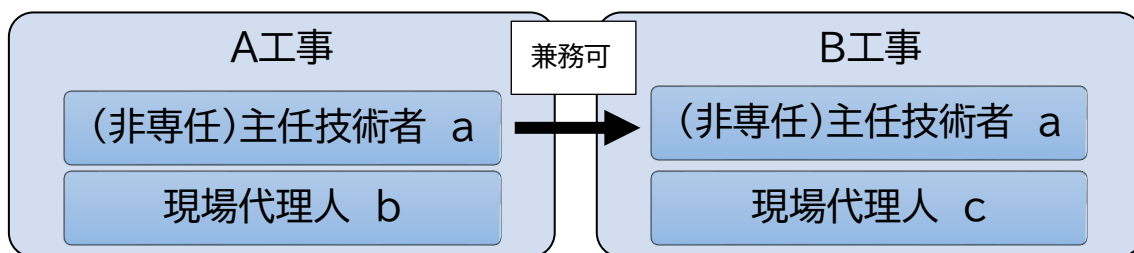
【参考】 技術者等の兼務可否の例示

【○：兼務可の例】

パターン１：当該工事での主任技術者と現場代理人の兼務

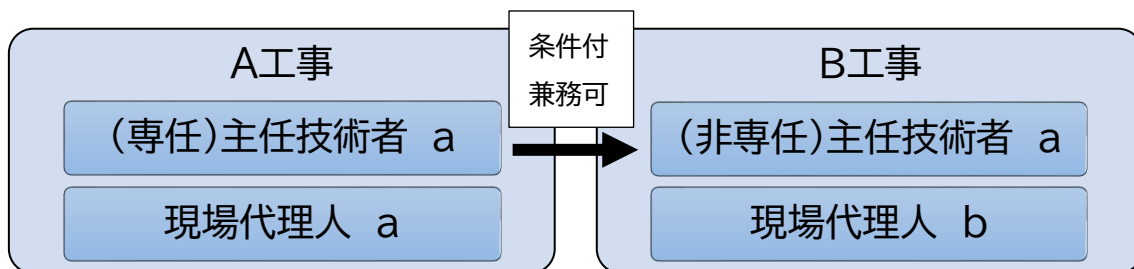


パターン２：非専任の主任技術者が他工事を兼務

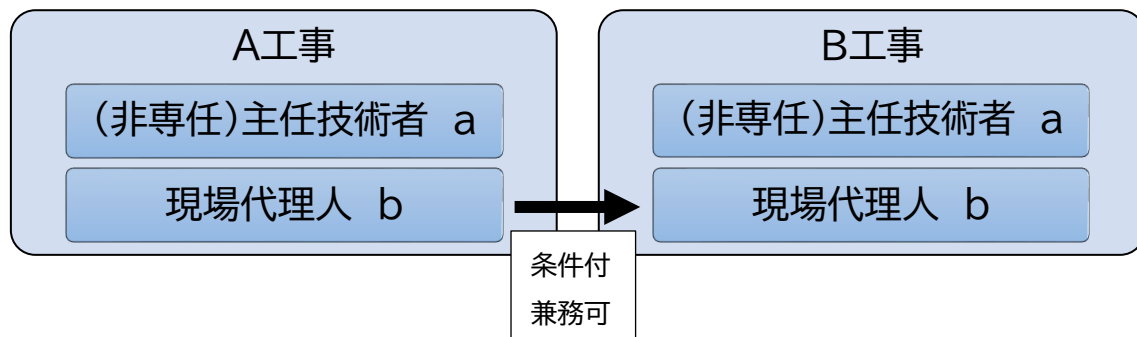


【△：条件付兼務可の例】

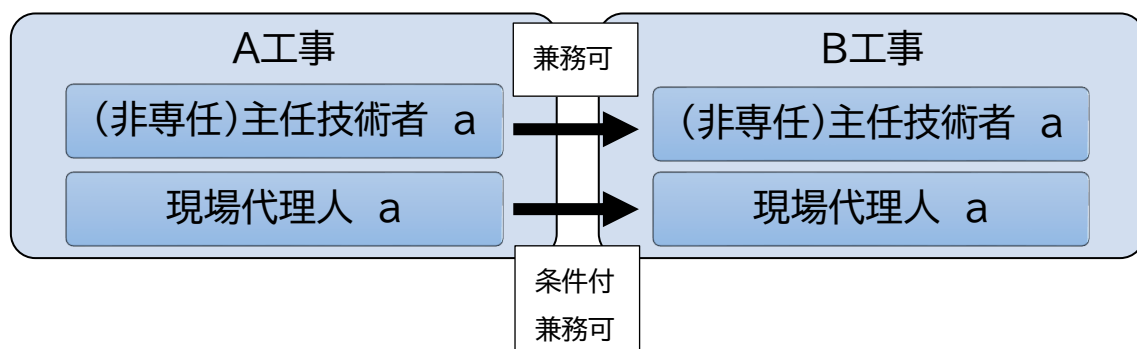
パターン３：専任の主任技術者が他工事を兼務（現場間が近接し、施工上の一体性があること等が条件）



パターン4：現場代理人が他工事を兼務（現場代理人の常駐義務緩和の要件に該当することが条件）

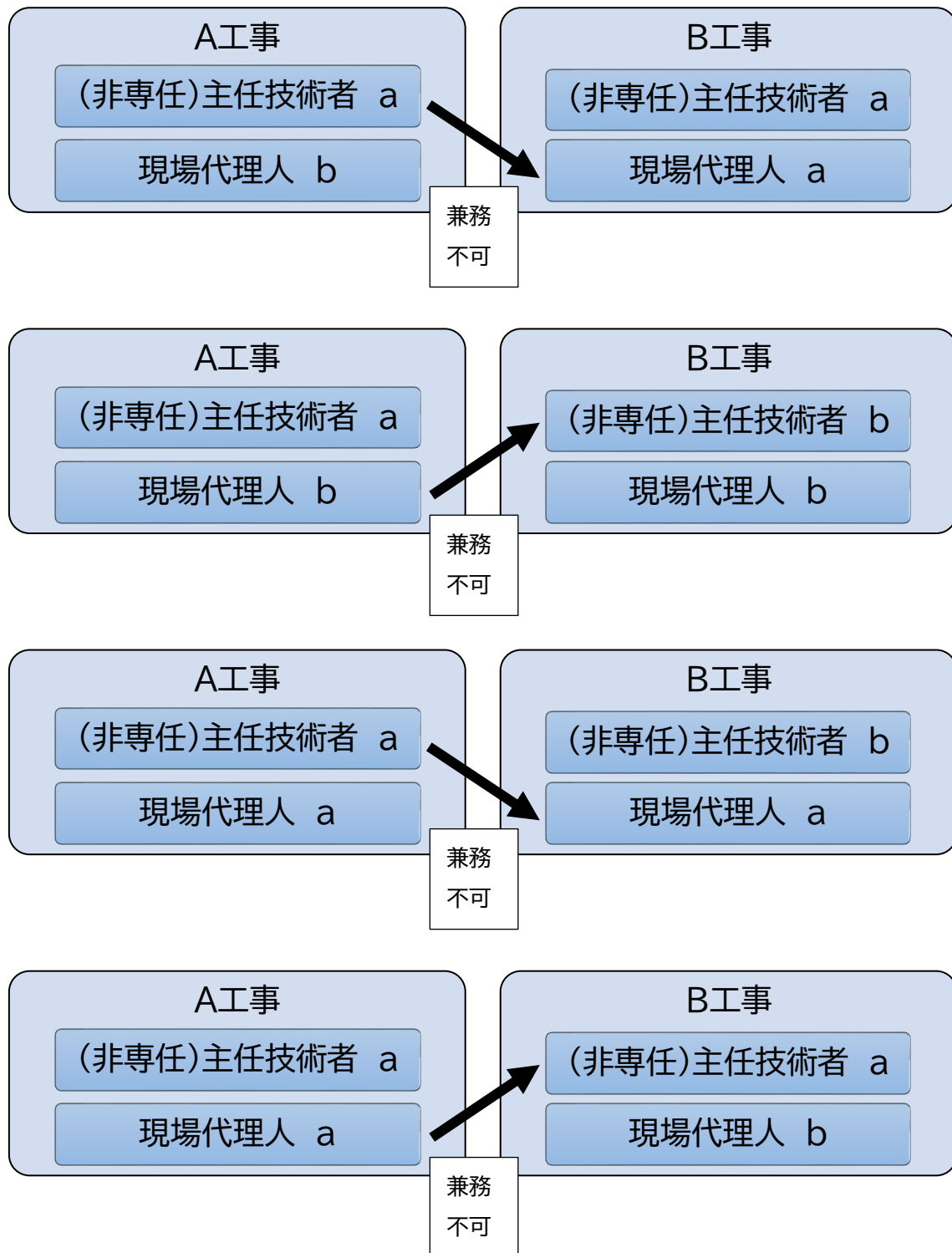


パターン5：当該工事で主任技術者と現場代理人を兼務し、他工事でも同一人が主任技術者と現場代理人を兼務（現場代理人の常駐義務緩和の要件に該当することが条件）



【×：兼務不可の例】

パターン6：当該工事と他工事とで同一人の役割を変更して配置（主任技術者から現場代理人へ又は現場代理人から主任技術者へ変更）



別紙 提出様式一覧

様式 No.	様式名	提出が必要な場合
様式 1	主任（監理）技術者・現場代理人兼務届出書	・専任の主任技術者等が建設業法に示す要件を満たし他工事と兼務する場合 ・市発注工事の間に「会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」2(1)及び(2)の要件を適用し、現場代理人を兼務する場合
様式 2 (参考様式)	人員の配置を示す計画書	・専任の主任技術者等が建設業法第26条第3項第1号に掲げる要件を満たし兼務する場合 ・営業所専任技術者が建設業法第26条の5に掲げる要件を満たし専任の主任技術者等を兼務する場合
様式 3	営業所専任技術者兼務届出書	・営業所専任技術者が建設業法第26条の5に掲げる要件を満たし専任の主任技術者等を兼務する場合
会津若松市 建設工事請 負契約規程 第16号様式	現場代理人及び主任技術者等 通知書	やむを得ない理由により、現場代理人、主任技術者等を変更する場合
様式 4 (参考様式)	現場代理人等変更理由書 ※ 変更理由の内容を証明する書類（病院からの診断書等の証明書、休職届又は退職したものが分かる書類等）を添付。	やむを得ない理由により、現場代理人、主任技術者等を変更する場合

様式 No.	様式名	提出が必要な場合
様式 5 (参考様式)	主任技術者経歴書	主任技術者の資格要件が、実務経験の場合
様式 6	現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書	市発注工事と県又は他の市町村発注工事とで現場代理人を兼務する場合

※ 「(参考様式)」とあるものは、同一内容が記載されていれば任意様式による提出も可です。